

## 粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例

粕屋町議会委員会条例(昭和62年粕屋町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号柱書中「以内」を削り、同条第2号柱書中「以内」を削り、同条第3号柱書中「以内」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。